

会計帳簿は、 経営の成績表 発展への羅針盤



重松 修

SHIGEMATSU Osamu

重松修税理士事務所 代表
(愛媛県松山市)

皆さんは、会計帳簿をどれくらい活用されていますか？

農業の現場に足を運ぶと、農業法人にもかかわらず製造原価報告書が作成されていなかったり、相手先や摘要欄の記載がない総勘定元帳だったりすることがあります。

決算書と試算表など、書類の違いを理解していない方もいらっしゃいます。「帳簿は年に1回、会計士に任せて作成してもらっているの、わからない」と言われることも。

「税理士事務所に依頼しているから、税理士がきちんとやれば問題ない」というご意見もあるでしょう。「青色申告だから帳簿の作成が必要だし、申告の義務があるから」という理由で記帳代行し税務署に申告して終了、という税理士事務所があるのも残念ながら事実です。

しげまつ おさむ

1965年愛媛県生まれ。2004年税理士登録。12年より上級農業経営アドバイザー。中国四国地域農業経営アドバイザー連絡協議会幹事。日本酒の消費拡大へ、ほぼ毎晩貢献中。

しかし「事業者はなぜ記帳し、決算書を作成しなければならないのか」を、農業経営者の皆さんにぜひ理解していただきたいのです。

TKC会長の坂本孝司さんによると、世界で初めて国家的規模で記

営には、正しい記帳と決算書の作成が不可欠であることを知っていたからです。

事業者みずからが、適正に記帳をすれば、現状をいち早く把



©山口 博之

帳や決算書の作成を義務付けたのは、1673年の「フランス商事王令」といわれています。当時のフランスは不況の真っ只中、企業倒産が続発していました。この法律は、商人に記帳と決算書作成を義務付けました。それだけではなく、「破産時に帳簿を裁判所に提示できなかった者は死刑に処す」という罰則が用意され、違反者には実際に死刑が執行されています。なぜそこまでして記帳と決算書作成を義務付けたのか。当時のフランス人は「倒産を防止し、たくましく勝ち残る経

営することができます。

現在の経営の状態を数字で把握することは経営者自身を守り、事業を安定させるのに大変有効です。また、将来の目標を立て、現在の数字を比較検討することで目標達成に向かうことができます。

経営を続けていると壁にぶつかることも多々あると思います。困難を勝ち抜き、経営を継続させ、さらに発展していくための羅針盤。それが、会計帳簿です。

ぜひ、会計帳簿をご自身の経営に役立ててください。F



農業経営アドバイザーは農業経営者のニーズに対応し、経営への総合的的確なアドバイスを実践する専門家です。2005年、農業経営の発展に寄与することを目的に日本公庫が資格制度を創設しました。本コーナーは、上級資格である上級農業経営アドバイザーが執筆します。